

「業務改善助成金」申請フローチャート

申請書を提出する前にまずは、お気軽にご相談ください

※ [] : 申請者において行うこと

※福井労働局雇用環境・均等室 助成金係 電話(0776)22-0221

事前相談 (電話 or 申請書の事前提出等による)

※『交付申請書』等は、厚生労働省HPよりダウンロード出来ます。

STEP 1 助成金の交付申請

(令和3年度の申請締切は、令和4年1月31日です。)

『交付申請書』
『事業実施計画書』 正式提出
(交付要綱様式第1号、別紙1、2)

※交付申請から交付決定まで約1か月程度かかりますので、事業の実施時期等にお気をつけください。

審査
(原則1か月以内)

交付決定通知

申請を取下げの場合: 通知を受けた日から15日以内

不交付決定通知

事業計画を変更する場合: ★事業計画変更申請書(交付要綱様式第3号)

審査

承認通知

事業計画を中止する場合: ★事業廃止承認申請書(交付要綱様式第5号)

承認通知

◎事業の実施

◎賃金引上げ

※事業の実施は、交付決定を受けた後でなければなりません。

※賃金引上げは、交付申請提出日(郵送の場合、労働局へ到着日)以降に行えます。

事業完了の遅れ: ★事業完了予定期日変更報告書(交付要綱様式第7号)

STEP 2 事業実績報告

『事業実績報告書』 提出
(交付要綱様式第9号、別紙1、2)

(報告期限)

当該事業完了日から1か月経過日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日

審査
(原則20日以内)

交付額確定通知

STEP 3 助成金の支払請求

『支払請求書』 提出
(交付要綱様式第13号)

助成金の支払

(交付額確定通知が到達したら速やかに提出)

STEP 4 状況報告(賃金状況)

『状況報告』 提出
(交付要綱様式第8号)

(報告期限)

賃金額を引き上げてから支払請求手続を行った日の前日、又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日から起算して1か月以内

STEP 5 仕入控除税額報告

【消費税込みで申請した場合】

『消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書』 提出
(交付要綱様式第11号)
業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫

(報告期限)

助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日まで(仕入控除税額が0円の場合を含む)



実地調査 (随時)

実地調査 (随時)